

聖隷コミュニティケアセンター重要事項説明書
(介護予防)福祉用具貸与

指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者

法 人 名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法 人 所 在 地	静岡県浜松市中央区元城町 2 1 8 番地 2 6
代 表 者 氏 名	青木 善治
電 話 番 号	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0
F A X 番 号	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4

2 事業者の概要

事業所の種類	指定(介護予防)福祉用具貸与
事業所の名称	聖隷コミュニティケアセンター
所在地	433-8118 静岡県浜松市中央区高丘西 1 丁目 1 7 - 2 3
開設年月日	平成 2 年 4 月 1 日
電話番号	0 5 3 - 4 1 4 - 0 8 0 1
F A X 番 号	0 5 3 - 4 1 4 - 0 8 0 2
管理者氏名	日下部 大輔
介護保険事業者番号	2 2 7 7 1 0 0 6 7 9
指 定 年 月 日	指定福祉用具貸与 : 平成 1 2 年 4 月 1 日 指定介護予防福祉用具貸与 : 平成 1 8 年 4 月 1 日
サービス提供する実施地域	浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、湖西市 森町の地域

3 営業日及び営業時間

受付時間	月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分 ただし 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日及び祝祭日は除く
サービス提供日及び提供時間	月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分 ただし 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日及び祝祭日は除く

5 職員の概要

職 種	職 員 数	勤務形態
管 理 者	1 人	常勤
福祉用具専門相談員	2 人以上	常勤換算 2 人以上

5 聖隷コミュニティケアセンターの概要

事業の目的

- 1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、利用者に対して（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供を行うことを目的とする
- 2) 運営方針
ご自宅で安心して暮らせる（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供します。
- 3) （介護予防）福祉用具貸与サービスの内容

車 椅 子	自走用車椅子、介助用車椅子、普通型電動車椅子等
車 椅 子 付 属 品	クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ
特 殊 寝 台	電動介護ベッド
特 殊 寝 台 付 属 品	サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル
床 ず れ 防 止 用 具	・送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット ・体圧分散効果をもつ全身用のマット
体 位 変 換 器	・空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの
手 す り	トイレ用手すり、平行棒（取付工事を伴わないもの）等
ス ロ ー プ	段差解消用スロープ（取付工事を伴わないもの）
歩 行 器	・車輪を有するものにあつては、出体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚歩行器で、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩 行 補 助 杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチまたは多点杖等
認知症老人徘徊感知機器	・車輪を有するものにあつては、出体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚歩行器で、上肢で保持して移動させることが可能なもの
移 動 リ フ ト	床走行式、固定式、据置式リフトであり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅改修を伴うものを除く）
自 動 排 泄 処 理 装 置	・尿または便が自動的に吸引されるもの ・尿と便の経路をなる部分を分割することができるもの ・要介護者または介護を行う者が容易に使用できるもの

- ① 介護計画に従いこれらのサービスを提供します。
- ② サービスの提供方法及び福祉用具の使用方法については、わかりやすいように説明して行います。
- ③ サービスの提供に用いる福祉用具については、安全・衛生に常に注意を払い、使用します。
- 4) 記録
サービス計画に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

- 5) 居宅サービス計画等の変更の援助
サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。
- 6) 担当職員は_____です。
- 7) (介護予防) 福祉用具貸与の変更について
(介護予防) 福祉用具貸与の変更を申し出ることができます。
これを拒む正当な理由が無い限り、事業所は変更に応じます。

6 利用料金

- 1) 利用料金は「別紙①」に定めます。
- 2) 利用料金の算定方法
利用料金の算定は1ヶ月単位ですが、開始月と終了月の利用料は次のとおりになります。
 - i) 貸与開始月の利用料
 - ① 開始日とその月の15日以前の場合：1ヶ月分の全額
 - ② 開始日とその月の16日以後の場合：1ヶ月分の2分の1の額
 - ii) 貸与終了月の利用料
 - ① 終了日とその月の15日以前の場合：1ヶ月分の2分の1の額
 - ② 終了日とその月の16日以後の場合：1ヶ月分の全額
 - iii) ただし、貸与開始日と貸与終了日が同月の場合は、
1ヶ月全額分の貸与利用料となります。
 - iv) 表示料金には消費税が含まれています（内税表示）。

7 緊急苦情申し立て窓口

受 付 時 間	平日 午前9時から午後5時30分
電 話 番 号	053-414-0801
管 理 者	日下部 大輔

その他の申し立て窓口

静岡県国民健康保険団体連合会（介護相談窓口）	054-253-5590
浜松中央区役所（介護保険課）	053-457-2374
中央区（長寿保険課）	053-457-2324
東行政センター（長寿保険課）	053-424-0184
西行政センター（長寿保険課）	053-597-1119
南行政センター（長寿保険課）	053-425-1572
北行政センター（長寿保険課）	053-523-1144
浜名区役所（長寿保険課）	053-585-1122
天竜区役所（長寿保険課）	053-922-0065
磐田市（高齢者福祉課介護保険係）	0538-37-4869
掛川市（高齢者支援課）	0537-21-1196
袋井市（いきいき長寿課介護保険係）	0538-44-3152
湖西市（長寿介護課介護保険係）	053-576-1104
森町（保険福祉課介護保険係）	0538-85-1800
御前崎市（市民部高齢者支援課介護保険係）	0537-85-1118
菊川市（健康福祉部介護保険係）	0537-37-1253

7 利用者の留意点

1) 保険給付外サービスについて

医療機関等への入院に伴って、月初（該当月の初日）から月末（該当月の末日）までの1ヶ月間を継続して入院された場合には、該当月の（介護予防）福祉用具貸与は保険給付外サービスとなるため、利用料金が全額自己負担となります。医療機関等へ入院された場合は、当センター及び担当の居宅介護支援事業者まで連絡してください。

2) 貸与商品の取り扱いについて

① 定められた取扱方法以外の使用は、故障や事故の原因となりますので、使用上の注意事項を遵守してください。

② 貸与商品の仕様変更、加工、改造はしないでください。

③ 貸与商品を他の第三者に譲渡、転貸することはできません。

3) 貸与商品において故障や破損が発生した場合

貸与商品に故障や破損が発生した場合には、速やかに当センターまでご連絡ください。修理、交換を行います。但し、使用上の注意事項に反して使用したために故障、破損が発生した場合は、修理費の実費を請求させていただきます。

4) 次の場合には利用者または家族にご了解をいただいたうえで、搬入や搬出に要した費用を別途お支払いいただきます。

① 搬入搬出の際に、特別な作業や措置が必要な場合の当該措置に要する費用（実費）

② 通常サービス地域以外への搬入搬出に要した費用（実費：1km当たり50円）

5) 貸与商品の搬入（貸与開始）と搬出（貸与終了）について

貸与商品の搬入と搬出の日時については、利用者または家族が指定することができますので、事前にご連絡ください。

貸与商品の開始日は、搬入日とさせていただきます。また、貸与商品の終了日に

つきましては、貸与商品の「終了」のご連絡をいただいた日とさせていただきます。

貸与商品の搬出につきましては、ご連絡をいただいた後、2～3日かかる場合もありますのでご了承ください（貸与商品は単品毎に終了することができます）。

なお、貸与商品の終了にあたりましては、介護保険を利用する場合には、

担当の居宅介護支援事業者まで連絡してください。また、介護保険外にて利用する場合には、当センターの相談窓口までご連絡ください。

聖隷コミュニティケアセンター 利用約款

(介護予防) 福祉用具貸与

(約款の目的)

第1条 聖隷コミュニティケアセンター（以下「当センター」という。）は、利用者に対し、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者（以下「家族」という。）は、当センターに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

なお、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対しては、介護保険法令の趣旨に従い（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供いたします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が（介護予防）福祉用具貸与サービス利用同意書を当センターに提出したときから効力を有します。但し、家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改訂が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当センターの（介護予防）福祉用具貸与を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者または家族は、当センターに対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく（介護予防）福祉用具貸与利用を解除・終了することができます。なお、この場合には、利用者または家族は、速やかに当センター及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当センターからの解除)

第4条 当センターは、利用者または家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく（介護予防）福祉用具貸与サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者または家族が、本約款に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず督促した日から7日以内に支払われない場合
- ② 利用者または家族が、当センターの職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ③ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者は保険の適用範囲を超えた部分のサービスの利用については、費用の全額を事業者を支払います。

- 2 利用者は指定（介護予防）福祉用具貸与の利用料の1ヶ月の合計を支払います。
- 3 事業所は当月の利用料金の合計額の請求書を翌月発行します。
- 4 利用料金は預金口座自動払込（または郵便振込）にてお支払いいただきます。

(記録)

第6条 当センターは、利用者の（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 利用者または家族は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧および謄写を求めることができます。ただし謄写においては、当センターは謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

(秘密の保持)

第7条 当センターとその職員は、業務上知り得た利用者または家族若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者または家族から、予め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(要望又は苦情等の申出)

第8条 利用者または家族は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書記載」の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、当センターは速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について利用者に報告します。

2 利用者または家族は介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

3 当センターは、利用者または家族から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にはいかなる差別的な取扱いもいたしません。

(賠償責任)

第9条 (介護予防) 福祉用具貸与サービスの提供に伴って、当センターの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当センターは、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当センターが損害を被った場合、利用者または家族は連帯して当センターに対して、その損害を賠償するものとします。

① 貸与商品の消失、回収した貸与商品において通常の使用を超える極度の破損、汚損等が認められる場合は補修費、弁償相当額の支払を請求できるものとします。

(本約款に定めのない事項)

第10条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または家族と当センターが誠意をもって協議して定めることとします。

聖隷コミュニティケアセンター 個人情報保護方針

— 個人情報に関する基本方針 —

聖隷コミュニティケアセンター(以下、「当施設」という)は、個人情報を正確かつ安全に取り扱い、保護することを社会的責務と考えて、以下の取り組みます。

1. 適切な個人情報の収集や利用、提供などを行います。

当施設は、個人情報の収集や利用、提供については、個人情報に関する個人の権利を尊重し、収集の目的や使用の範囲を限定して明示し、適切な管理に努めます。

2. 個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止する対策を行います。

当施設は、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどが発生しないように、安全対策を実施します。また、FDを含めた記憶媒体の取り扱いは厳重とし、廃棄処分の際も破壊して捨てることを徹底します。

3. 法令及びその他規範を遵守します。

当施設は、個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令及びその他の規範をすべての職員が遵守することによって、個人情報の適切な管理に努めます。

4. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの継続的な改善を行います。

当施設は、個人情報保護の管理者や監査者を設置し、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、その運用に努めます。また、監視や監査、見直しなどコンプライアンス・プログラムの継続的な改善に努めます。

5. 苦情と問い合わせについて

当施設は、個人情報をあらかじめ明示した収集目的等の範囲内で利用します。また、個人情報の照会や訂正、中止、削除などについては、相談・苦情に関する問合せ窓口において受け付けます。

2025年1月1日

社会福祉法人聖隷福祉事業団
聖隷コミュニティケアセンター
管理者 日下部 大輔

聖隷コミュニティケアセンターにおける個人情報の取り扱いについて

聖隷コミュニティケアセンター（以下、「当施設」といいます）は、当施設を利用される皆様のプライバシーを尊重し、個人情報を大切に保護いたします。この責務を果たすため当施設は、提供いただいた個人情報を下記のとおり取り扱います。

記

1. 収集する個人情報の利用目的について

- ・利用者の皆様へ提供する福祉用具貸与・販売・住宅改修サービスのため
- ・☐家族の方への心身の状況説明のため
- ・☑介護保険事務のため
- ・利用状況、台帳等の管理、会計・経理、事故等の報告、福祉用具貸与・販売・住宅改修サービスの向上等管理運営業務のため
- ・福祉用具貸与・販売・住宅改修サービスの提供や日常業務の維持・改善のための基礎資料のため
- ・当施設で行われる実習や研修への協力のため

2. 収集する個人情報の第三者への提供について。

次に掲げる場合を除き、収集した個人情報を第三者に提供することはありません。

なお、提供にあたっては、十分な保護水準を満たし、契約等により適切な措置を講じます。

- ・本人の同意がある場合
- ・利用者にサービスを提供する病院や診療所、薬局およびその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携、照会への回答のため
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、または、届出等のため
- ・国の機関や地方公共団体などに対する審査や支払機関への提出のため
- ・保険者への相談や届け出、照会への回答のため
- ・法令によるもの

3. 個人情報の使用停止、削除等の申し込みへの対応について

- ・当施設に対して、収集した個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、第三者への提供の停止）に関して、下記問い合わせ窓口に申し出ることが出来ます。
- ただし、法律に定められた期間、保存することが義務づけられているものについては、この限りではありません。
- ・保存義務の実施方法や期間、廃棄処分方法につきましては、適用される法律ごとに異なります。

4. 問い合わせ・相談・苦情について

- ・個人情報に関するご質問がある方は、下記の連絡先にお問合せください。

電話番号 053-414-0801

（担当者） 日下部 大輔

以上

2025年1月1日

聖隷コミュニティケアセンター
管理者 日下部 大輔